

令和6年度 長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業費報酬改定について

長岡京市高齢介護課

1. 介護予防訪問介護相当サービス

(1) 令和6年4月施行 基本報酬

算定項目		単位数	備考
1週当たりの標準的な 回数を定める場合 (月額包括報酬)	1週に1回程度	1,176	1月につき
		39	1日につき
	1週に2回程度	2,349	1月につき
		77	1日につき
	1週に2回を超える程度	3,727	1月につき
		123	1日につき

(2) 加算・減算 (変更部分のみ抜粋)

① 令和6年4月施行

名称	単位数	備考
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本報酬の1%減算	新設
業務継続計画未策定減算	基本報酬の1%減算	新設、令和7年4月1日から適用
同一建物減算	基本報酬の12%減算	新設
口腔連携強化加算	50単位	新設、1月につき1回を限度

② 令和6年6月施行

名称	単位数	備考
介護職員等処遇改善加算	(I) 所定単位数×24.5%	旧3加算を一本化
	(II) 所定単位数×22.4%	
	(III) 所定単位数×18.2%	
	(IV) 所定単位数×14.5%	
	(V) (1)～(14) 所定単位数×7.6%～22.1%	令和7年3月31日まで算定可

(3) 介護予防訪問介護相当サービス費の算定にあたっての留意点

- ・ 介護予防サービス支援計画書に位置づけられたサービス内容（週〇回程度）に基づき、月額包括報酬で算定します。月の途中で増回した場合（又はその逆の場合）や、予定回数より利用実績が少なくなった場合も介護予防サービス支援計画書どおりに算定し、翌月以降に状況に応じて介護予防サービス支援計画書の見直しを行うことになります。
- ・ 月額包括報酬であるため、5週ある月の5週目もサービス提供を行う必要があります。一律に5週目は訪問しないとするのは適切ではありません。
- ・ 日割りの要件に該当する場合のみ、日割りの単位で算定します。
- ・ 介護予防訪問介護相当サービスと本市訪問型サービス A（くらし支援訪問サービス）との併用はできません。
- ・ 1単位 = 10.42円（6級地）から 10.70円（5級地）になります。

2. 介護予防通所介護相当サービス

(1) 令和6年4月施行 基本報酬

算定項目		単位数	
		入浴あり	入浴なし
月額包括報酬	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※1月の中で <u>4回以上</u>	1,798 (1,672)	1,618 (1,492)
	要支援2 週1回程度 ※1月の中で <u>4回以上</u>	1,798 (1,672)	1,618 (1,492)
	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※1月の中で <u>8回以上</u>	3,621 (3,428)	3,261 (3,068)
1回あたり報酬	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※1月の中で <u>3回まで</u>	436 (384)	392 (342)
	要支援2 週1回程度 ※1月の中で <u>3回まで</u>	436 (384)	392 (342)
	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※1月の中で <u>7回まで</u>	447 (395)	403 (353)

※（ ）は改定前。

※ 送迎を行わない場合は、「送迎減算」で対応。

(2) 加算・減算（変更部分のみ抜粋）

①令和6年4月施行

名称	単位数	備考
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本報酬の1%減算	新設
業務継続計画未策定減算	基本報酬の1%減算	新設。感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
同一建物減算	-94 単位	新設、1回につき
一体的サービス提供加算	480 単位	新設、1月につき
送迎減算	-47 単位	片道につき
事業所評価加算	廃止	
運動器機能向上加算	廃止	基本報酬に包括化
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	運動器機能向上加算を算定している場合の+100 単位を廃止
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	廃止	栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	廃止	一体的サービス提供加算へ見直し

②令和6年6月施行

名称	単位数	備考
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数×9.2%	旧3加算を一本化
	(Ⅱ) 所定単位数×9.0%	
	(Ⅲ) 所定単位数×8.0%	
	(Ⅳ) 所定単位数×6.4%	
	(Ⅴ) (1)～(14) 所定単位数×3.3%～8.1%	令和7年3月31日まで算定可

(3) 介護予防通所介護相当サービス費の算定にあたっての留意点

- ・ 実績払い（1回あたり報酬×利用実績）を基本とし、算定回数の上限を超える場合は月額包括報酬で算定します。
- ・ 実績払いの算定回数の上限は国基準と異なる設定をしています。（国より少なく設定）
- ・ 令和6年度報酬改定において 送迎減算が新設 されます。令和6年3月サービス提供分までは長岡京市独自で送迎を行わない場合の報酬を設定していましたが、令和6年4月サービス提供分からは送迎を行わない場合は「入浴あり」または「入浴なし」の基本報酬から片道につき47単位を減算します。週1回利用の場合は1月に376単位、週2回利用の場合は1月に752単位の範囲内で減算します。
- ・ 要支援2週1回程度の場合に使用するA7コードは、令和6年3月サービス提供分で適用終了となります。
- ・ 1単位=10.27円（6級地）から10.45円（5級地） になります。

3. 介護予防ケアマネジメント

(1) 令和6年4月施行 基本報酬

算定項目	単位数	備考
ケアマネジメント A	442 (438)	1月につき

※ () は改定前。

(2) 令和6年4月施行 加算・減算 (変更部分のみ抜粋)

名称	単位数	備考
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本報酬の1%減算	新設
業務継続計画未策定減算	基本報酬の1%減算	新設、令和7年4月1日から適用

(3) 介護予防ケアマネジメント費の算定にあたっての留意点

- 令和6年4月以降、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりますが、介護予防ケアマネジメントについては、介護予防支援と異なり、居宅介護支援事業所はこれまでどおり地域包括支援センターからの委託を受けることとなります。
- 1単位 = 10.42円 (6級地) から 10.70円 (5級地) になります。

(参考) ケアマネジメントの種類と居宅介護支援事業所への委託の可否

ケアマネジメントの種類	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所
介護予防支援	実施	委託可、指定を受けて実施も可 (※)
ケアマネジメント A	実施	委託可 (※)
ケアマネジメント B	実施	委託不可

※緩和型サービス (Tassia、くらし支援訪問サービス)、短期集中予防サービス (クラブコング) を含むケアプランは、居宅介護支援事業所では委託不可。